

大田原市水防計画の改訂について

1 大田原市水防計画について

大田原市水防計画は、水防法第33条第1項の規定に基づき、大田原市内における河川等の洪水、内水等の水災を警戒・防御し、被害を軽減するために、関係機関が行う業務の内容、役割分担、連絡系統などを定めるもの。

2 計画策定・変更

- (1) 水防法の規定により、大田原市が水防計画を改訂する際には、大田原市防災会議において水防計画の改訂案等を諮ることとされている。
- (2) 栃木県水防計画において、水防管理団体（大田原市）が策定する水防計画は「県の水防計画に応じた水防計画を定める」こと、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する」こととされている。
- (3) 現行の計画は平成30年度に改訂したもの。

3 改訂の方針

- (1) 「栃木県水防計画」の時点修正に伴う修正、追記。
- (2) 「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考に、現状に即して修正、追記。
- (3) 「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」及び「栃木県減災対策協議会」により示された取組方針による修正、追記
- (4) その他語句や言い回しの軽微な修正
- (5) 章立ての変更

本市総合計画等にあわせた章立てに変更する。

旧：第1章 → 第1 → 1 → (1)

新：第1章 → 1 → (1) → ① → (ア)

4 主な修正内容

別紙のとおり